

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那賀町長 橋本 浩志

市町村名 (市町村コード)	那賀町 (3 6 3 6 8 5)
地域名 (地域内農業集落名)	木沢地区 (大用知,広瀬追立,寒谷,高山平,向工,阿津江,木頭名,出羽,当山,木頭,岩倉,川成,横谷, 小島,下沢谷,上沢谷,掛奥,掛下,与沢,高泉寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>那賀町は、西に剣山を望む徳島県南東部、那賀川の中上流部に位置し、東は阿南市、西は高知県に隣接している。面積は徳島県の1/6にあたる695km²あり、その内の95%を山林がしめている。年間平均気温は、13.5℃であり、内陸部のため、朝夕の寒暖差が大きいのも特徴である。また、年間平均降水量は3,159mmで、日本有数の多雨地域でもある。この地勢を生かし、農業では稲作をはじめ、ゆず、すだちなどの果樹、おもと、けいとうなどの花き類、晩茶、イチゴなど様々な作物が生産されている。中でも木頭地区を中心に生産されている木頭ゆずは全国第2位の生産量となっている。</p>
<p>○従来からの課題</p> <p>慢性的な後継者不足であることから、新たな担い手（新規就農者）の確保が急務であるため、担い手＝定住者の視点から、例えば、農業で安定的な生活が担保できるような環境を整備することで、定住を促進する取り組みと共に新たな担い手の確保に繋げることが必要である。</p>
<p>○協議によってわかった近年の課題や意見</p> <ul style="list-style-type: none">・毎日の様に有害鳥獣の被害に見舞われる。かつては、柚子、スダチのハウス栽培も盛んだった。それだけでなくミヤコワスレなどの栽培も盛んであったが、意欲が低下していった。原因は、過疎化、高齢化もあるが、鳥獣被害が一番の原因である。・現在も作付けを行っている水田はわずか。5戸しかない。・木沢地区では、昔から水田であったところへ柚子を植える人は少なかったと思う。・柚子の品質は山へ植えている方が良い。・自分の年齢を考慮すると、柚子が収穫できるようになるまで先のことを考えて植えるという判断ができない。鳥獣被害の話があるが、作付けするところが減っているということは、獣も残っているところを集中して狙ってくる。・現状では、どうしても住まいの近くの農地を残し離れた場所については維持管理すら困難になってしまう。・既に限界に来ている。このような話をもう10年、20年前にできていたら結果は変わっていたかもしれない。・担い手になってあげたいが、自宅周辺しか維持管理できない。息子にも自宅周辺はきちんとしておくと伝えてある。・今の時点では担い手がいなくても、UターンやIターンも含め、今後地区外から呼び込んでくるなど、新たな担い手が現れた時のため、受け皿として計画は策定し維持すべきと思う。・おそらくこの計画策定の事業は、ここまで追い詰められている状況は想定していないのではないか。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農用地利用集積等の効率化に努めると共に、農業による多面的機能を最大限活用することで、可能な範囲で持続可能な地域農業をめざしていく。また、地域の農業者や地区外から新たな農業者を呼び込むことにより、水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

後継者のいない等の農地については、木沢地区における中心経営体の方を中心に、地区外から新たな担い手の確保を目指すとともに、将来的な経営規模に則し、意向に沿って無理のない範囲で引き受けることで農地を守っていく。また、中間管理機構を活用するなど地域ぐるみで持続可能な地域農業を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中山間地域であり様々な課題はあるが、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地耕作条件改善事業や果樹経営支援等対策事業等の活用など補助事業を積極的に活用し、地域内の農地の整備を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

徳島県、那賀町、徳島県農業協同組合、また担い手の受け皿となる地域内で農業に取り組む法人と連携し、相談から定着に至るよう移住就農を積極的に進め、地域の担い手としての育成を図る。後継者候補者や新規就農者がいれば、農業経営を継承を含む育成、支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図る為、委託可能な作業についてはサービス事業者へ委託も検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

近年は様々な野生鳥獣による被害が増えつつある。鳥獣被害拡大防止の為、防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合の対応について、行政による支援事業を活用しながら今後も体制を維持できるように努める。

⑤果樹等

地域の特産物である柚子・すだちについて、産地維持のため、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。また、新植・改植支援事業の活用も検討し、園地の生産性の向上、担い手の確保、栽培技術の向上に努める。

⑦保全・管理等

行政の支援制度も活用しながら、地域の農業者や地区外から新たな農業者を呼び込むことにより水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。

⑧農業用施設

担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・加工施設など農業用施設の維持・また集約化を進める。